

雜 録

藉田の禮に就いて

小島 祐馬

藉田は又帝藉、耕藉、東耕、親耕、王耕などと稱へ、天子諸侯が親ら農業に手を下すことにして、親蠶又は親桑と稱へて王后夫人の親ら養蠶に従事することと共に、支那に於て古來行はれたる經濟的意義を有する一の典禮である。余は本誌前號に於て農家者流の學説を述べて、一言藉田の事に論及せし關係より、茲に餘白を借りて藉田の起原方法並に其意義等に就き少しく述べて置きたいと思ふ。

藉田が儒家の主張する禮制の一たることは、後に述ぶるが如く多數の經傳に其説の散見せるによりて直ちに窺ひ知ることを得るのである。而して之れが實行に至りては漢の孝文帝が賈誼の言に感じて藉田を開きてより以後、時に多少

雜 録 藉田の禮に就いて

の興廢は免れざるも、歷代朝廷の巨典として行はれ來つたことは史上に明白なる事實である。さりながら然らば漢以前に於ては單に儒家の理想たるに止まり、何等實行されたる形跡なきかといふに必しも然らず。『周禮』の記事を周代の事實と見るに就いては議論の存するあれば姑く之を措くも、『詩』の周頌載芟の詩は、序によれば「春藉田而祈社稷也」とありて藉田の歌となつて居り、又『國語』周語上には「宣王即位不藉千畝」とありて虢の文公が其舊禮に反するの非を諫めたる記事あり。是れ兎も角も周代に於ては藉田の禮の行はれたるを證するに足るものである。即此等の記載によれば藉田は既に周代に於ける成法にして『禮記』祭統に「天子親耕於南郊、以共齊盛」、……諸侯耕於東郊、亦以共齊盛」といひ、又『孟子』滕文公下に「禮曰、諸侯耕助以供粢盛」といひ、其他『禮記』の月令祭義表記學記の諸篇、『周禮』天官甸師の下、『春秋穀梁傳』桓公十四年の記事の如き、單に儒家の理想案とのみ觀るべきに非ずして、

第九卷 (第四號 一二七) 六〇一

亦或程度まで周代に實行されたる禮制と觀るべく、寧ろ周代に實行せられたる禮制を、儒家が取つて以て自己の理想案の中に編入したものと觀るが正當であらう。周の禮制を以て郁郁乎として文なりとし、「吾は周に従はん」と曰へる孔子の學派に在りて周の禮制を其儘是認すること、は固より敢て怪しむに足らざる所である。併し以上の事實は唯漠然と周代に藉田の實行せられたるを想像せしむるに過ぎずして、若し夫れ此禮制が何れの時に制定され、如何なる程度に行はれたるかといふが如きことに至りては、他の多くの周制と共に今日之を明確にする材料の闕如せることを遺憾とするのである。

天子藉田の方法に就いては『國語』周語上及び『禮記』月令の記事が最詳である。即ち周語には「王乃使司徒威戒公卿百吏庶民、司空除壇于藉、命農大夫威戒農用、先時五日誓告有協風至、王即齋宮、百官御事、各即其齋三日、王乃淳濯饗醴、及期、饗人薦鬯、犧人薦體、王裸鬯饗醴乃行、百吏庶民畢從、及藉、后稷監

之、膳夫農正陳藉禮、太史贊王、王敬從之、王耕一墦、班之、庶民終于千畝、其后稷省功、太史監之、司徒省民、太師監之、畢宰夫陳饗、膳宰監之、膳夫贊王、王飲大牢、班嘗之、庶人終食、是日也、誓帥音官以視風土、廩於藉東南、鐘而藏之、而時布之于農、云々とあり月令には「孟春之月、乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御間、帥三公九卿諸侯大夫、躬耕帝藉、天子三推、三公五推、卿諸侯九推、反執爵于大寢、三公九卿諸侯大夫皆御、命曰勞酒」とあり。彼是對照すれば略其梗概を知ることを得やう。即ち天子親耕といふも固より形式的の事にて、天子は一墦三推即ち三度耜を推して一耦の土を鋤き起すに過ぎず、公卿以下次を以て耜を執り五推九推するも、其勞作は大部分庶民に委せらるゝのである。其儀式の詳細に至りては煩を避けて茲に解説を省く。(若し詳細を知らんとせば孔穎達『禮記正義』月令の下の疏、孫詒讓『周禮正義』天官甸師の下の疏を參照せられたい。『白虎通義』に藉田の方法として

引く所の祭義の文は、今の祭義にはなき所にて月令の文とは相違して居る。諸侯藉田の方法に就いては之に關する記載を古典の中に見出すことが出來ない、従つて其詳を知るを得ざるも、それは天子の藉田に似て稍手續の省略された者と思へば中らずと雖遠からざることと思ふ。

藉田を行ふ場所に就いては『禮記』祭統に「天子親耕於南郊」、諸侯耕於東郊」とあり。然るに班固の『白虎通義』卷二には「耕於東郊」、何、東方少陽、農事始起、故曾子問曰、天子耕東田、而三反之、今の曾子問此文なし」と言ひ何休の『春秋公羊解詁』桓公十四年の下の註には「天子親耕東田千畝」とありて、祭統の記事と一致しないのであるが、これは陳立に従ひ祭統の天子南郊諸侯東郊の説を正しいとする。(陳立『白虎通疏證』卷六參照) 又惠棟は其『明堂大道錄』一に藉田の禮の明堂に於て行はれしを説くも、其説の誤れることは金鶚の既に説破せる通りである。(金鶚『求古錄禮說』二) 猶其田の廣さは天子千畝諸侯百畝なりしこと、上文并に後に

引く『禮記』祭義の文によつて明である。次に藉田の時期に就いては『左傳』襄公七年に「啓蟄而郊、郊而後耕」とあり、又『禮記』月令には孟春の月天子穀を上帝に祈るの後を承けて藉田の事を言へるより推せば、其夏正の正月郊の祭に繼いで行はれたことがわかる。

藉田の事實に關聯して其名稱の意味につき一言せんに、これには古來種々の解釋あり。韋昭は『國語』周語上に註して「藉借也、借民力以爲之」と言つて居る。然るに『漢書』文帝紀の顏註には應劭を引きて「藉者帝王典藉之常也」といひ、又臣瓚を引きて「景帝詔曰、朕親耕后親桑爲天下先、本以躬親爲義、不得以假借爲稱也、藉謂陷藉也」といひ、顏師古は『國語』曰、宣王卽位、不藉千畝、號又公諫、斯則藉非假借明矣」とて瓚に贊して居る。又『續漢書』禮儀志の註には盧植を引きて「藉耕也、春秋傳曰、邠人藉稻、故知藉爲耕也」とあり。然るに鄭玄は『詩』載芟序に箋して「藉之言借也、借民力治之、故謂之藉田」といひ、又『周禮』甸師

の下に註して「藉之言借也、王一耕之、而使庶人芸芋終之」といひ、又「北堂書鈔」禮儀部には賈逵の「國語註」を引きて「天子躬耕藉田、助民力也」といつて居る。こゝに「助民力」といふは思ふに助を民力に借るの意であらう。藉田は成程臣瓚顔師古のいふ如く躬ら耕すの意ありと雖、前にも示せる如く天子は唯一耕三推するに過ぎぬ、其餘の大部分は庶民の力を借りて生産するものなれば、藉を解して借と爲すとも何等矛盾を來す譯ではない。且藉田のこと「禮記」には所々「耕藉」といひ、『孟子』には「耕助」といへるを見れば、藉と助と共通の意味に用ひられたることを推定し得べく、従つて故らに牽強の解を探らんよりも韋昭鄭玄賈逵に従ひて藉をば助を民力に借るの義に解するを最妥當なりと思ふ。

最後に藉田は如何なる意義を有つて行はるゝものであるかといふに、是れ必ずしも單一なる目的を有する者ではない。『續漢書』禮儀志の劉註には干寶を引いて次の如く言つて居る、曰は

く「古之王者貴爲天子、富有四海、而必私置藉田、蓋其義有三焉、一曰、以奉宗廟、親致其孝也、二曰、以訓于百姓、在勤、勤則不廢也、三曰、聞之子孫躬知稼穡之艱難、無違也」と。先づ此第一の意義であるが之に似たる説は「春秋公羊解詁」桓公十四年の註に「禮天子親耕東田千畝、以供粢盛、躬行孝道、以先天下」とある如きそれである。然るに藉田其者が直ちに祖先に對して孝を致す所以なりとは受け取り難き所である。これは寧ろ廣く祭祀を敬し誠を致すの意に出づといつた方が適切ではあるまいか。即ち天子諸侯は藉田によりて躬ら祭祀用ふる所の穀物を作ることゝなつて居る。それは『周禮』天官に「甸師掌帥其屬而耕耨王藉、以時入之、以供齊盛」とあり、『禮記』祭統に「天子親耕于南郊、以供粢盛」、……諸侯耕於東郊、亦以供粢盛」とあるもの即ちそれである。殊に『春秋穀梁傳』桓公十四年の下に「天子親耕以共粢盛、王后親蠶以共祭服、國非無亘農工女也、以爲人之所盡事、其祖禰、不」

若レ以<sub>レ</sub>己<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>親<sub>レ</sub>者<sub>上</sub>也、<sub>レ</sub>といへるもの最其意を盡せるものあるを覺ゆる。然り而して其所謂祭祀はいかなる範圍に及ぶかといふに「禮記」祭義によれば「天子爲<sub>レ</sub>籍千畝、冕而朱紘、躬秉耒、諸侯爲<sub>レ</sub>籍百畝、冕而青紘、躬秉耒、以事<sub>レ</sub>天地山川社稷先古、以爲<sub>レ</sub>醴酪齊盛、<sub>レ</sub>」とあり、即ち天神地祇、山川の神、社稷の神、祖先の靈にまで及ぶものである。宗廟に奉じ孝を致すといふことも藉田其者が直ちに孝を致す所以に非ずして、畢竟躬ら藉田を耕して祭祀に用ふる所の稔盛に供することが孝を致すことになるのであらう。第二に擧ぐる所の百姓に勤を訓ゆるといふことは所謂勸農の意なるが、これは「國語」周語上の記事に確なる根據がある。即ち虢の文公は「夫民大事在<sub>レ</sub>農、上帝之粢盛於<sub>レ</sub>是乎出、民之蕃庶於<sub>レ</sub>是乎生、<sub>レ</sub>云々といひ、又「王事唯農是務、……今天子欲<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>先王之緒、而棄<sub>レ</sub>其大功、曠<sub>レ</sub>神之祀、而困<sub>レ</sub>民之財、將何以求<sub>レ</sub>福用<sub>レ</sub>民、<sub>レ</sub>」と言ひて、宣王に藉田の復活すべきを諫めて居る。即ち藉田に重農勸農の意義あることを十分に知

ることが出来る。殊に「國語」によれば藉田は唯天子範を垂れて重農の意を示すといふに止まらず、藉田の禮畢る後農官が直接に庶民に對して農事を精勵すべく戒告を加へること、なつて居る。曰はく「稷則徧戒<sub>レ</sub>百姓、紀<sub>レ</sub>農協<sub>レ</sub>功、陰陽分布、震雷出<sub>レ</sub>滯、土不<sub>レ</sub>備壅、辟在<sub>レ</sub>司冠……民用莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>震動恪<sub>レ</sub>恭於農、<sub>レ</sub>」と。猶以上引く所の「國語」の文によれば祭祀に敬を致すといふこと、農事を勤めしむるといふことの二つが藉田の最重要なる意義であるといふことが看取されるのである。降つて漢の文景二帝以後の藉田に至つては就中勸農の意が特に重きを爲して居るやうに思ふ。第三に君主の子孫之を聞きて稼穡の艱難を知りて不量見のことをせぬ爲めとあるこれは古典に何等依據なき所にて恐らく干寶自身の推測に過ぎないものであらうと思はれる。假令萬一かゝる意義が含まれて居るとしても、それは藉田の意義としては左程重要な地位を占むるものではあるまい。

干寶擧ぐる所の藉田の意義は以上三條に止ま

るのであるが余は此外に猶一つ稍重要なる意義が含まれ居らずやと考ふる者である。そは藉田の禮其者によつて先農即ち初めて農事を教へた人を祀るといふことである。先農を祀るの禮は『詩』小雅甫田の詩に「琴瑟擊鼓、以御田祖、以祈甘雨、以介我稷黍、以穀我士女」とあり、又『周禮』春官籥章には「凡國祈年於田祖、飲豳雅、擊土鼓、以樂田畯」とある。田祖とは即ち先農のことである。然るに此先農を享するの禮が藉田と同時に行はれたりといふことに就いてはあまり有力なる證據がない。然し『國語』周語上に「農正陳藉禮」の下韋昭の註に「陳藉禮者、祭其神爲農祈也」とあるを觀れば、周代藉田の禮を行ふに當りて農業の始祖を祀るの儀式ありしことを想像し得ない事はなほと思ふ。(此點は更に社稷の祭神と併せ考ふるを要するも今は之を省く。)少くとも漢に入つては藉田に際し先農を祀るの儀式ありしことは明確にて『漢舊儀』に「春始東耕於藉田、官祠先農、先農即神農炎帝也、祠以太牢、百官皆從、

皇帝親執耒耜而耕」とある、以て之を證するに足るのである。先農の誰であるかに就いては鄭玄は『周禮』の田祖を解して「田祖始耕田者、謂神農也」といひ、『詩』小雅甫田の詩の孔疏には田祖を解してやはり『周禮』に鄭玄のいふ所に同じとして居る。而して漢代に先農を以て神農と爲せし事は前の『漢舊儀』の文により明である。然るに此説は戰國以後神農傳説の現はれて後に言ふ事である。古代の所謂田祖は必しも爾く明確なる者ではあるまい。恐らく唯初めて人類に農事を教へた或特定の人といふ程の意味に過ぎないではあるまいか。

以上は支那古代の藉田の禮に就き少しく其概要を述べたまでである。夫の漢以後に於ける此禮制の興廢を叙する如きは固より此篇の目的ではない。又親蠶の禮に至つては或は藉田と關聯して述べた方がよかつたかも知れぬが、其は略之れと同様の沿革を有し、又同様の意義を有するものなるが爲めに、叙述の煩瑣に亘らんことを恐れて故らに之を切り離した次第である。